

伝統的な工芸技術を継承  
する事業所の場合

様式第1号（その2）（第5条関係）

さいたま市伝統産業事業所指定申請書  
(伝統的な工芸技術を継承する事業所)

年　月　日

さいたま市長

申請者

所 在 地 さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番  
事業所等の名称 〇〇製造所  
代表者氏名 伝統 太郎  
※  
(※法人の場合は記名押印、法人以外の場合は署名または記名押印してください。)  
電 話 番 号 〇〇〇 - 〇〇〇〇

さいたま市伝統産業事業所として指定を受けたいので、さいたま市伝統産業等指定要綱第5条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 工芸品の名称

東京銀器

2 伝統的技術の発祥地域及び沿革（歴史）

江戸時代中期に、彫金師の彫刻する器物の生地の作り手として、銀師（しろがねし）と呼ばれる銀器職人や、櫛、かんざし、神輿（みこし）金具等を作る金工師と呼ばれる飾り職人が登場したことが「東京銀器」の始まりである。

3 製造における江戸時代からの手しごとの伝統的技術の概要

銀を鎚で打って鍛え、一枚の銀板で器物の形を作り、表面の加飾を行う。加飾は、模様つけ用の金鎚（かなづち）を使い、丸鎚目（まるつちめ）、ござ目、岩石目等の文様を付ける。また、たがねを用いて彫刻を施すものもある。

4 市内で創業した年月日及び経歴

昭和〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇市〇〇町〇〇番地で創業。平成〇〇年〇〇月〇〇日、さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番に移転し、現在に至る。

5 高度な技術を身に附けている者の氏名及び経歴

伝統 次郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇氏のもとで修行を開始する。昭和〇〇年〇〇月〇〇日に当社に入社し、一貫して製造を担当。昭和〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇より伝統工芸士に認定され、現在に至る。

5 その他参考になる事項

東京銀器は伝統的工芸品に指定されており、当社も申請団体である〇〇組合に加盟している。

地域の特性と深い関連  
のある事業所の場合

様式第1号（その3）（第5条関係）

さいたま市伝統産業事業所指定申請書  
(地域の特性と深い関連のある事業所)

年　月　日

さいたま市長

申請者

所 在 地 さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番  
事業所等の名称 〇〇〇〇  
代表者氏名 伝統 太郎  
※  
(※法人の場合は記名押印、法人以外の場合は署名または記名押印してください。)  
電 話 番 号 〇〇〇 - 〇〇〇〇

さいたま市伝統産業事業所として指定を受けたいので、さいたま市伝統産業等指定要綱第5条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 製品等の名称又は事業内容

料亭、清酒、和菓子、漬物など

2 市の風土等の地域特性との結びつきの概要

- 良質で豊富な地下水を利用して発祥した
- 見沼田圃、荒川の河川敷など豊かな自然を利用して発祥した
- 中仙道の宿場町（浦和宿、大宮宿）、日光御成街道の宿場町（大門宿、岩槻宿）、脇往還の街道筋、岩槻城の城下町、大宮氷川神社の門前町であった地理的条件で発祥した
- 関東大震災により多くの文化人が移住してきた（鎌倉文士に浦和画家）ことにより発祥した
- 東京に近接している行楽地として多くの文化人が訪れた大宮公園があったという地理的条件により発祥した

などの立地や地形等の条件に加えて、

- 地域とのかかわりに関するエピソードが残されている
- 昔の文献や小説に掲載されている

3 市内で創業した年月日及び経歴

大正〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇町（村）〇〇番地で創業。平成〇〇年〇〇月〇〇日、  
さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番に移転し、現在に至る。

4 その他参考になる事項